新型コロナウイルス感染症に対応した

臼杵市営体育施設ガイドライン

令和３年１月４日
臼杵市教育委員会

はじめに

臼杵市教育委員会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用停止や利用制限を行っている市営体育施設の利用を再開するにあたり、市民の皆さんが安全に安心して運動・スポーツに親しむことができるよう、令和２年６月１日以降の利用制限等の見直し及び市営体育施設の再開時の感染防止策をまとめた「**臼杵市営体育施設ガイドライン**」を策定しました。

本ガイドラインの内容を施設管理者や利用者が共有することにより、三つの密を徹底的に避ける取組を臼杵市あげて推進し、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた新しい生活様式が確立されるよう、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

なお、本ガイドラインの内容や方策については、今後の知見の集積及び市内外の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがありますので御留意願います。

令和２年１月４日以降の見直し内容

<table>
<tr><th colspan="2">項　目</th><th>見直し内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">屋外体育施設</td><td>・臼杵地域
（市民球場、多目的グラウンド、市民グラウンド、テニスコート、東中・南中夜間照明施設）
・野津地域
（吉四六ランド陸上競技場、球場、テニスコート、ゲートボール場）</td><td rowspan="2">・本ガイドラインに基づき感染予防対策を行ったうえでの利用とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">屋内体育施設</td><td>臼杵市諏訪山体育館、地域体育館、臼杵市柔剣道場</td></tr>
<tr><td>市内小中学校体育館</td><td>・本ガイドラインに基づき感染予防対策を行ったうえで令和２年７月１日から利用再開とする。</td></tr>
</table>

１　施設の管理者が行う感染防止策について

市営体育施設の再開時の感染防止策について、利用者が施設を安全に安心して利用できるよう、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものです。

（１） 施設の予約受付時の対応

施設管理者は、施設の予約受付に際し、感染拡大の防止のために利用者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない利用者には、他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設の予約を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。

なお、施設管理者が利用者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

① 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること（利用当日に書面で確認を行う。）。
　ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
　イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
　ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
② マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）。
③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
④ 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ２ｍ以上）を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
⑤ 利用中に大きな声で会話をしないこと。
⑥ 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと。
⑦ 利用終了後２週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

（２）当日の利用受付時の留意事項

施設管理者は、利用当日の受付時に利用者が密になることへの防止や、安全に受付を実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要です。

① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方は入場しないように呼び掛けること。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。）
③ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
④ 利用者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと。
⑤ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。
⑥ 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。

（３）利用者への要求事項

１）体調の確認

施設管理者は、利用当日に、利用者から以下の事項を記載した書面の提出を求めること

が必要です。なお、代表者に参加者全員の情報を取りまとめて保管してもらい、代表者の連絡先等のみ提出してもらうことが考えられます（別紙参照）。また、その際、体温や利用前２週間の体調等については、入場の際に体温計で確認したり、口頭で確認したりする方法とすることも考えられます。

① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する。
② 利用当日の体温
③ 利用前２週間における以下の事項の有無
　ア 平熱を超える発熱
　イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
　ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
　エ 嗅覚や味覚の異常
　オ 体が重く感じる、疲れやすい等
　カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
　キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
　ク 過去 14　日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

２）マスク等の準備

施設管理者は、利用者がマスクを準備しているか確認することが必要です。

なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断によるもの（※）とするものの、受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めることが考えられます。

（※）マスク（特に外気を取り込みにくいN95 などのマスク）を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることに留意するとともに、適宜周知することに配慮すること。

３）施設利用前後の留意事項

利用者である個人や団体は、施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮することが求められます。

（４）施設管理者が準備等すべき事項

１）手洗い場所及びトイレについて

施設管理者は、利用者が施設を利用している間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要です。

① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
② 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）。
③ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。
④ トイレの蓋を閉めてから汚物を流すように表示すること。

２）更衣室、休憩スペース

更衣室や休憩スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

施設管理者は、運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペースについて、以下に配慮して準備することが求められます。

① 更衣室・休憩スペースの広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること。また、休憩スペースでは、対面で食事や会話をしないようにすること。
② 更衣室・休憩スペースにゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じること。
③ 更衣室内・休憩スペースで複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること。
④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること。
⑤ スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをすること。

３）スポーツ用具の管理

施設管理者は、スポーツ用具を複数の利用者が共用しないようにするため、利用者が所有するスポーツ用具を持参してもらうよう周知するなど、配慮して準備することが求められます。やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、こまめに消毒することが求められます。特に、利用者にスポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者を特定できる工夫をするとともに、貸出前後に消毒することが重要です。

４）運動・スポーツを行う施設の環境

運動・スポーツを室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要があります。

具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが必要です。

５）施設の入口

施設管理者は、施設の入口に手指の消毒設備を設置するとともに、施設利用時の利用者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示等することが求められます。

６）清掃・消毒

通常の清掃後、不特定多数が触れる場所（ドアノブ、テーブル、いすの背もたれ、電気のスイッチ、蛇口、手すり等）については、終業後に清拭消毒することが大切です。

手が触れることのない床や壁は、通常の清掃で構いません。

７）ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することが求められます。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒することが必要です。

２　施設の利用者が行う感染防止策について

（１）利用者が遵守すべき事項

①以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること（利用当日に書面で確認を行う）

ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

② マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
④ 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ２m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
⑤ 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
⑥ 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
⑦ 利用終了後２週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
⑧ 施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること

（２）利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

① 十分な距離の確保
ア 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
イ 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること

（※）感染予防の観点からは、できるだけ２mの距離を空けることが適当である。

② 位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
③ 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
④ タオル・ビブスの共用はしないこと
⑤ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
⑥ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと

本ガイドラインの内容は、スポーツ庁が令和２年５月１４日付けで発出した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を参考にしています。

（別紙）

新型コロナウイルス感染対策
臼杵市営体育施設利用確認票

◎利用者が遵守すべき事項

◆以下の事項に該当する場合は、施設の利用はできません。

□体調がよくない場合（例：発熱、せき、咽頭痛などの症状がある場合）

□同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる場合

□過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の監察期間を必要とされている国、地域への渡航または該当在住者との濃厚接触がある場合

◆更衣室やミーティング室を使用する際は「3 密」にならないよう注意すること。

◆臼杵市営体育施設及び各競技のガイドラインに従い、感染予防対策を行うこと。

◆責任者は、裏面の**利用者名簿**を作成し、施設管理者へ報告をすること。また、責任者は利用者全員の連絡先を把握すること。

◆汗等は必ず利用後に利用者が清掃を行うこと。

◎利用者がスポーツを行う際の留意点

◆タオルや飲み物は共用しないこと。

◆こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。

※施設管理スタッフが、巡回・確認するため、利用中の施設に立ち入ることがあります。

※以上項目を遵守できない方には、他の利用者の安全を確保するため、施設の予約の取り消し、または途中で利用を中止させ、退場を求めることがあります。

臼杵市営体育施設利用者名簿（コロナ対策用）

以下の名簿については、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることに同意します。

令和　　年　　月　　日

【施　設　名】＿＿＿＿＿＿＿＿（　　面）　【催 事 名】＿＿＿＿＿＿＿＿
【団　体　名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　【利用人数】＿＿＿＿＿＿＿＿人
【責任者氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　【連 絡 先】＿＿＿＿＿＿＿＿

No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名
1		16		31	
2		17		32	
3		18		33	
4		19		34	
5		20		35	
6		21		36	
7		22		37	
8		23		38	
9		24		39	
10		25		40	
11		26		41	
12		27		42	
13		28		43	
14		29		44	
15		30		45	

※責任者はすべての利用者の連絡先を把握してください。